

第3章 入札参加資格申請の事前準備書類

あいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイト（<https://www.buppin.e-aichi.jp/>）から「手引書・書類」のタブをクリックし、入札参加資格申請事前準備書類を表示させます。

- ① アップロード書類一覧
- ② 課税番号一覧
- ③ 別送書類一覧
 - ア 新規申請・継続申請の別送書類一覧（共通審査）
 - イ 新規申請・継続申請・団体追加申請の別送書類一覧（団体審査）



- ❗ 愛知県税の納税義務がないことの申出書について
 - ③ア 共通審査の別送書類において、様式「愛知県税の納税義務がないことの申出書」が必要な場合は、「手引書・書類」のタブ内の4-1 参考資料よりダウンロードしてください。
- ❗ 別送書類について
 - 入札参加資格申請データの確認のため、別送書類の送付が必要です。
 - 申請データと別送書類とは、内容が一致している必要があります。また、別送書類の提出期限は仮受付日（データ送信日）から土・日・祝日を含む7日以内必着（ただし、最終提出期限は令和6年2月22日（木）必着）となっております。
 - 12月中に全て用意いただくと、書類内容を確認して申請データを入力できるため、間違いも無く、1月からの申請手続きがスムーズです。
 - 必要な別送書類はデータ入力作業前にご用意ください。

①アップロード書類一覧

申請先団体名	必要となる業務分類		アップロード書類名称	備 考
	業務	営業種目		
全て	全て		不要	アップロード書類が必要な団体はありません。

※あいち電子調達共同システム(物品等)ポータルサイトの「手引書・書類」タブ内の2-1.3 アップロード書類、又は各団体のホームページから必要な様式をダウンロードできます。

②課税番号一覧

申請先団体名	入力する課税番号	確認する税目	その他注意事項
愛知県	入力不要		[令和4・5年度名簿] 共通審査自治体への送付書類で県税の納税確認を行う [令和6・7年度名簿] 共通審査自治体が「愛知県」以外の場合は、共通審査自治体への送付書類で県税の納税確認を行います。 ※共通審査自治体が「愛知県」の場合は、県で納税状況を確認をします。
豊橋市	納税通知書の通知書番号(8桁) (法人市民税は「4」から始まる管理番号)	豊橋市税のうち申請者に納税義務がある全税目	豊橋市税に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
岡崎市	法人:法人番号(13桁) 個人:整理番号(8桁)	岡崎市税のうち申請者に納税義務がある全税目	「整理番号」は納税通知書で確認してください。 ※マイナンバー(12桁)は絶対に入力しないでください。 岡崎市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
一宮市	入力不要。 ただし、一宮市に市民税及び固定資産税の納税義務がない場合は、“00000000”(0を8桁)と入力。	<法人>法人市民税、固定資産税 <個人>市県民税、固定資産税	一宮市に納税義務のある場合は別途納税証明書を送付していただく必要があります。 一宮市に市民税及び固定資産税の納税義務がない場合は、“00000000”(0を8桁)と入力。
瀬戸市	入力不要	瀬戸市税のうち申請者に納税義務がある全税目	
半田市	入力不要	半田市税のうち申請者に納税義務がある全税目	半田市に納税義務がある場合、半田市で完納していることを直接確認させていただきますので納税証明書の提出は不要です。なお、確認が取れない場合は、半田市の納税証明書(写し可)を提出していただくことがあります。
春日井市	入力不要	法人は法人市民税・固定資産税、個人は市県民税・固定資産税	納税証明書で確認します。発行年月日から3か月以内のもの(写し可)を郵送してください。
豊川市	入力不要	豊川市税のうち申請者に納税義務のある全税目	豊川市に納税義務のある方は別途滞納のない証明書を送付していただく必要があります。
津島市	入力不要	津島市税のうち申請者に納税義務のある全税目	津島市に納税義務がある場合は、津島市の納税証明書(書類「完納証明書」、写し可)を郵送にて提出してください。
碧南市	碧南市に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	碧南市税のうち申請者に納税義務のある全税目	碧南市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
刈谷市	法人:法人市民税領収書にある管理番号(8で始まる6桁の番号) 個人:納税通知書の通知書番号	市税全て	刈谷市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
豊田市	法人:法人番号(13桁) 個人:通知書番号(8桁)	豊田市税のうち申請者に納税義務のある全税目	豊田市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
安城市	安城市に納税義務がある場合は1	安城市税のうち申請者に納税義務がある全税目	安城市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
西尾市	西尾市に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	西尾市税のうち申請者に納税義務のある全税目	西尾市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
蒲郡市	蒲郡市に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	蒲郡市税のうち申請者に納税義務がある全税目	蒲郡市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
犬山市	入力不要	以下の犬山市税 <法人の場合> 法人市民税、固定資産税・都市計画税 <個人の場合> 市県民税、固定資産税・都市計画税	犬山市に納税義務のある方は納税証明書(「未納額がないことの証明」可)で確認します。発行日が申請時から3か月以内のもの(直前1年分、コピー可)を郵送してください。
常滑市	入力不要	市税すべて	常滑市に納税義務がある場合は常滑市で完納していることを直接調査します。確認が取れない場合、常滑市の納税証明書を持参又は郵送していただくことがあります。常滑市に納税義務がない場合は「00000000」(0を8桁)と入力してください。
江南市	江南市に納税義務がある場合は入力不要	法人:法人市民税、固定資産税 個人:市県民税、固定資産税	江南市に納税義務のある方は別途納税証明書(直前2年間分、コピー可。)を送付していただく必要があります。(「完納証明書」可) 江南市に納税義務がない場合は全角「0」8桁を入力してください。
小牧市	入力不要	以下の小牧市税 <法人の場合>法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割 <個人の場合>普通徴収(特別徴収)市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税	納税確認については、納税証明書で確認します。納税証明書は申請日において発行日から3か月以内のもの(複写機によるコピー可)を持参または郵送してください。
稲沢市	入力不要	稲沢市税のうち申請者に納税義務のある全税目	稲沢市に納税義務のある方は別途「未納税額のない証明書」を送付していただく必要があります。
新城市	新城市に納税義務がある場合は「1」を入力してください	市税全て	新城市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
東海市	入力不要	以下の東海市税 <法人の場合>法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割 <個人の場合>市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税	東海市に納税義務がある場合、東海市で完納していることを直接確認させていただきますので納税証明書の提出は不要です。なお、確認が取れない場合は、東海市の納税証明書(写し可)を提出していただくことがあります。
大府市	法人:法人番号(法人市民税の法人番号8桁) 個人:通知書番号(個人市民税の通知書番号8桁) 大府市に納税義務があり、番号が不明な場合は、「1」を入力してください。	大府市税のうち申請者に納税義務がある全税目	大府市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
知多市	入力不要	知多市税のうち申請者に納税義務がある全税目	市で納税確認を行います。
知立市	知立市に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	知立市税のうち申請者に納税義務のある全税目	知立市に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。

②課税番号一覧

申請先団体名	入力する課税番号	確認する税目	その他注意事項
尾張旭市	入力不要	尾張旭市税のうち申請者に納税義務がある全税目	
高浜市	高浜市に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	高浜市税のうち申請者に納税義務のある全税目	高浜市に納税義務がない場合は”00000000”(0を8桁)と入力してください。
岩倉市	入力不要	岩倉市税のうち申請者に納税義務がある全税目	納税義務がある場合は、納税証明書(「未納がない証明書」でも可)で確認します。申請日において発行日から3か月以内のもの(複写機によるコピー可)を提出してください。
豊明市	入力不要	豊明市税のうち申請者に納税義務がある全税目	豊明市に納税義務がある場合、本市にて完納していることを直接確認します。確認ができない場合、豊明市の納税証明書等を提出していただくことがあります。
日進市	入力不要	日進市税のうち申請者に納税義務のある全税目	
田原市	法人: 次の①から③までのいずれかの番号 ①固定資産税の納税通知書に記載してある「9桁の宛名番号」②軽自動車税の納税通知書に記載してある「9桁の数字」③給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載してある「5～9桁の指定番号」 個人: 市民税・県民税の納税通知書に記載してある「9桁の通知書番号」	田原市税のうち申請者に納税義務のある全税目	田原市に納税義務がない場合は”00000000”(0を8桁)と入力してください。
愛西市	入力不要	愛西市税のうち申請者に納税義務のある全税目	
清須市	入力不要	以下の清須市税 ＜法人の場合＞法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割 ＜個人の場合＞普通徴収(特別徴収)市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税	
北名古屋市	入力不要	北名古屋市税のうち申請者に納税義務がある全税目	
弥富市	入力不要	弥富市税のうち申請者に納税義務がある全税目	弥富市に納税義務がある場合、本市にて完納していることを直接確認します。確認ができない場合、弥富市の納税証明書等(写し可)を提出していただくことがあります。
みよし市	入力不要	みよし市税のうち申請者に納税義務のある全税目	
あま市	入力不要	あま市税のうち申請者に納税義務がある全税目	
長久手市	入力不要	長久手市税のうち申請者に納税義務のある全税目	
東郷町	入力不要	東郷町税のうち申請者に納税義務のある全税目	東郷町に納税義務のある方は、東郷町の納税証明書(未納の額のないことの証明)を提出いただく必要があります。申請日において発行日から3か月以内のもの(コピー可)を送付してください。
豊山町	町民税の課税(法人・個人)番号	町民税、固定資産税、軽自動車税種別割、都市計画税、国民健康保険税	豊山町に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
大口町	入力不要	町民税、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税	大口町に納税義務のある方は別途証明書を送付していただく必要があります。
扶桑町	入力不要	【法人】法人町民税、固定資産税 【個人】町県民税、固定資産税、国民健康保険税	扶桑町に納税義務のある方は別途証明書を送付していただく必要があります。
大治町	入力不要	町税全て	大治町に納税義務のある方は別途証明書を送付していただく必要があります。
蟹江町	入力不要	蟹江町税のうち申請者に納税義務のある全税目	蟹江町に納税義務のある方は納税証明書(未納のない旨の証明)で確認します。発行日から3ヶ月以内のもの(写し可)を送付してください。
飛島村	入力不要	村民税、固定資産税	商号等で確認
阿久比町	阿久比町に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	町税全て	阿久比町に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
東浦町	個人: 個人町民税の納税通知書番号 法人: 法人番号(8から始まる番号)	町税全て	東浦町に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
南知多町	南知多町に納税義務がある場合は入力不要	町税すべて	南知多町に納税義務がない場合は、“00000000”(0を8桁)と入力してください。
美浜町	美浜町に納税義務がある場合は入力不要	美浜町税全て	美浜町に納税義務がない場合は“00000000”(0を8桁)と入力してください。
武豊町	入力不要	町税全て	
幸田町	入力不要	以下の幸田町税 ＜法人の場合＞ 法人市民税、固定資産税 ＜個人の場合＞ 市県民税、固定資産税	幸田町に納税義務がある方は、別途納税証明書を送付してください。
設楽町	設楽町に納税義務がある場合は「1」を入力してください。	町税全て	設楽町に納税義務がない場合は”00000000”(0を8桁)と入力してください
東栄町	入力不要	町税全て	
豊根村	入力不要		

③ア 新規申請・継続申請の別送書類一覧(共通審査)

法人/個人	別送書類名称	提出書類の説明				
法人事業者の場合	別送書類送付書(共通審査)	システムで申請データを入力・送信後、印刷したもの。				
	履歴事項全部証明書 ※3か月以内発行のもの。	・法務局発行のもの。(法務局登記官が証明したもの。) ※現在事項全部証明書では代用できません。				
	(→申請様式記入例はこちら)	(→法務局のご案内はこちら)				
	納税証明書(国税 その3の3) ※3か月以内発行のもの。	・税務署が発行した 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3 未納のないことの証明) 。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。 ※請求に必要な書類等は国税庁のウェブサイトをご確認ください。 なお、国税の納税証明書はオンライン請求が可能です。				
	(→申請様式記入例はこちら)	(→国税庁のご案内はこちら)				
	納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書 ※納税証明書は3か月以内発行のもの。	<table border="1"> <tr> <td>共通審査自治体が「愛知県」の場合</td> <td>提出書類は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 ※令和4・5年度の随時受付では納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書の提出が必要です。</td> </tr> <tr> <td>共通審査自治体が「愛知県」以外の場合</td> <td> ・愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用)。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。また、自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)」を提出。 ※愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。 ※愛知県税の納税義務がないことの申出書は押印不要です。 (→愛知県の納税証明書のご案内はこちら) (→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら) </td> </tr> </table>	共通審査自治体が「愛知県」の場合	提出書類は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 ※令和4・5年度の随時受付では納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書の提出が必要です。	共通審査自治体が「愛知県」以外の場合	・愛知県の県税事務所が発行した 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用) 。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。また、自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)」を提出。 ※愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。 ※愛知県税の納税義務がないことの申出書は押印不要です。 (→愛知県の納税証明書のご案内はこちら) (→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら)
共通審査自治体が「愛知県」の場合	提出書類は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 ※令和4・5年度の随時受付では納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書の提出が必要です。					
共通審査自治体が「愛知県」以外の場合	・愛知県の県税事務所が発行した 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用) 。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。また、自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)」を提出。 ※愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。 ※愛知県税の納税義務がないことの申出書は押印不要です。 (→愛知県の納税証明書のご案内はこちら) (→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら)					
(→申請様式記入例はこちら)	(→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら)					
個人事業者の場合	別送書類送付書(共通審査)	申請時に入札参加資格申請システムから印刷するもの。				
	身元(分)証明書 ※3か月以内発行のもの。	・本籍地の市区町村長が証明したもの。(日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し。) ※在留カード又は特別永住者証明書の裏面に住居地変更の旨の記載がある場合は裏面の写しも提出してください。				
	登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの。) ※3か月以内発行のもの。	・法務局登記官が後見登記ファイルに 成年被後見人、被保佐人・被補助人 とする記録がないことを証明した もの 。(全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口で発行のもの。) ※補助を受けていないことの証明に抜けがないようご注意ください。				
	(→申請様式記入例はこちら)	(→法務局のご案内はこちら)				
	納税証明書(国税 その3の2) ※3か月以内発行のもの。	・税務署が発行した 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2 未納のないことの証明) 。(3か月以内発行のもの。) ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。 ※請求に必要な書類等は国税庁のウェブサイトをご確認ください。 なお、国税の納税証明書はオンライン請求が可能です。				
	(→申請様式記入例はこちら)	(→国税庁のご案内はこちら)				
	納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書 ※納税証明書は3か月以内発行のもの。	<table border="1"> <tr> <td>共通審査自治体が「愛知県」の場合</td> <td>提出書類は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 ※令和4・5年度の随時受付では納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書の提出が必要です。</td> </tr> <tr> <td>共通審査自治体が「愛知県」以外の場合</td> <td> ・愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用)。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。また、自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)」を提出。 ※愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。 ※愛知県税の納税義務がないことの申出書は押印不要です。 (→愛知県の納税証明書のご案内はこちら) (→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら) </td> </tr> </table>	共通審査自治体が「愛知県」の場合	提出書類は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 ※令和4・5年度の随時受付では納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書の提出が必要です。	共通審査自治体が「愛知県」以外の場合	・愛知県の県税事務所が発行した 個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用) 。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。また、自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)」を提出。 ※愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。 ※愛知県税の納税義務がないことの申出書は押印不要です。 (→愛知県の納税証明書のご案内はこちら) (→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら)
共通審査自治体が「愛知県」の場合	提出書類は不要です ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。 ※令和4・5年度の随時受付では納税証明書(愛知県税)又は愛知県税の納税義務がないことの申出書の提出が必要です。					
共通審査自治体が「愛知県」以外の場合	・愛知県の県税事務所が発行した 個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用) 。 ※証明書の種類に誤りがないようご注意ください。また、自動車税種別割の税目に抜けがないようご注意ください。他県等の納税証明書では代用できません。 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)」を提出。 ※愛知県内に事業所を有する等で、愛知県税の納税証明書の交付を受けることができる場合は、愛知県税の納税証明書が必要です。 ※愛知県税の納税義務がないことの申出書は押印不要です。 (→愛知県の納税証明書のご案内はこちら) (→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら)					
(→申請様式記入例はこちら)	(→愛知県税の納税義務がないことの申出書(別紙様式)はこちら)					

※上記書類は、仮受付日(データ送信日)から前3か月以内、または仮受付日以後に発行されたもの、または仮受付日において有効期間内のものに限る。複写機によるコピー可。

※「愛知県税の納税義務がないことの申出書」は、あいち電子調達共同システム(物品等)ポータルサイトの「手引書・書類」タブ内の4-1 参考資料よりダウンロードしてください。

③イ 新規申請・継続申請・団体追加申請の別送書類一覧(団体審査)

申請先団体名	別送書類名称	提出書類の説明
愛知県	誓約書	[必須書類] 様式は愛知県ホームページからダウンロードし、記入のうえ提出してください。 ※社会保険等の加入義務がなく「届出義務なし」の項目がある場合は、その理由を「申出書」に記載のうえ、「誓約書」と併せて提出してください。 ※申出書の様式は誓約書と同じく愛知県ホームページからダウンロードできます。 (→愛知県の申請様式のご案内はこちら)
	印刷機械設備等状況調書	[要件別書類] 様式は愛知県ホームページからダウンロードし、記入のうえ提出してください。 (※愛知県に希望する営業種目に「一般印刷」、「軽印刷」、「フォーム印刷」、「地図」がある場合に必要な書類です。) (→愛知県の申請様式のご案内はこちら)
豊橋市	不要	
岡崎市	不要	
一宮市	納税証明書(一宮市税)	一宮市に納税義務がある場合に提出してください。 ＜法人の場合＞ 法人市民税、固定資産税 ※法人市民税は仮受付日の直近の事業年度分、固定資産税は仮受付日の直前年度分で、3か月以内発行のもの。コピー可。 ＜個人の場合＞ 市県民税、固定資産税 ※仮受付日の直前年度分で、3か月以内発行のもの。コピー可。 【納税義務がなく、他に提出書類がない場合】 課税番号欄に「00000000」を入力した場合、「別送書類送付書」の送付は不要です。入力を忘れた場合は、チェック欄を斜線で消し、「別送書類送付書」を送付してください。
瀬戸市	不要	
半田市	不要	
春日井市	納税証明書	[要件別書類] ・春日井市が発行した納税証明書。 ・【税目】＜法人＞法人市民税、固定資産税、＜個人＞市県民税、固定資産税。 ・申請日の年度分(法人市民税は直近の事業年度分) ・発行日が申請日から3か月以内のもの。 ・写し可。 ・春日井市に納税義務がある場合に提出してください。 ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は提出してください。
	許可・認可・登録等証明書の写し	[要件別書類] ・法令上、許可・認可・登録等を必要とする業種を希望する場合に提出してください。 (例:医薬品、医療機器の製造・販売、廃棄物処理(収集・運搬、処分)、一般貨物輸送、バス運行・運転代行業務など) ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は提出してください。
豊川市	滞納のない証明書(豊川市税)	[要件別書類] ・豊川市が発行した「滞納のない証明書」。(3か月以内発行のもの。コピー可。) ・豊川市に納税義務がある場合に提出してください。 ※様式は豊川市ホームページからダウンロード ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は提出してください。
津島市	完納証明書	津島市に納税義務がある場合は、津島市の納税証明書(書類「完納証明書」、写し可)を郵送にて提出してください。 ※津島市に納税義務が無く、提出する書類がない場合は、「別送書類送付書」の提出も必要ありません。
碧南市	不要	
刈谷市	不要	
豊田市	納税証明書(豊田市税)	入札参加資格申請システムの入力項目「課税番号」に法人は「法人番号(13桁)」、個人は「通知書番号」を入力された場合は、豊田市税の確認ができるので提出の必要はありません。それ以外の場合は、豊田市が発行した納税証明書(証明の種類は「完納証明」。3か月以内発行のもの。コピー可。)の提出が必要になります。 なお、豊田市に納税義務がない場合はチェック欄に斜線を引き、この別送書類送付書のみを提出してください。
安城市	不要	
西尾市	不要	
蒲郡市	不要	
犬山市	納税証明書(犬山市税) (又は「未納額がないことの証明」)	犬山市に納税義務がある場合に提出してください。 ＜法人の場合＞ 法人市民税、固定資産税・都市計画税 ＜個人の場合＞ 市県民税、固定資産税・都市計画税 ※申請日の直前年度分(法人市民税は直近の事業年度分)で、3か月以内発行のもの。コピー可。 ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は提出してください。

③イ 新規申請・継続申請・団体追加申請の別送書類一覧(団体審査)

申請先団体名	別送書類名称	提出書類の説明
常滑市	不要	
江南市	納税証明書（又は「完納証明書」）	<p>〔要件別書類〕 江南市に納税義務がある場合に提出してください。</p> <p>ア 法人の場合 江南市が発行した法人市民税及び固定資産税の納税証明書</p> <p>イ 個人の場合 江南市が発行した市県民税及び固定資産税の納税証明書 ※申請直前2年間分の納税証明書とする。 ※3か月以内発行のもの。コピー可。 ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は送付してください。</p>
小牧市	納税証明書	<p>〔要件別書類〕 ・小牧市が発行した納税証明書(未納の税額がない証明) 【税目】(法人)法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割 <個人>普通徴収(特別徴収)市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税 ・発行日が申請時から3か月以内のもの。 ・写し可。 ・小牧市に納税義務がある場合に提出してください。 ※提出書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類が無くても別送書類送付書は送付してください。</p>
稲沢市	未納税額のない証明書(稲沢市税) ※提出不要の方は、「別送書類送付書」の送付も不要。ただし、共通審査の場合、「別送書類送付書」は送付必要。	<p>〔要件別書類〕 ・稲沢市が発行した「未納税額のない証明書」。(発行日から3か月以内のもの。写し可。) ・稲沢市に納税義務がある場合に提出してください。</p> <p>※稲沢市に納税義務が無く、提出する書類がない場合は、「別送書類送付書」の提出も必要はありません。ただし、稲沢市に納税義務が無い方でも、稲沢市が共通審査の場合は、「別送書類送付書」を送付してください。</p>
新城市	不要	不要
東海市	不要	
大府市	不要	
知多市	不要	不要
知立市	不要	
尾張旭市	不要	
高浜市	不要	
岩倉市	納税証明書(未納がない証明書でも可)	<p>【岩倉市税の納税義務有】 納税証明書又は未納がない証明書(発行から3か月以内のもの。複写機によるコピー可)</p> <p>【岩倉市税の納税義務無】 提出書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても、別送書類送付書は送付してください。</p>
豊明市	不要	
日進市	不要	
田原市	不要	
愛西市	不要	
清須市	不要	
北名古屋市	不要	
弥富市	不要	
みよし市	不要	
あま市	不要	
長久手市	不要	

③イ 新規申請・継続申請・団体追加申請の別送書類一覧(団体審査)

申請先団体名	別送書類名称	提出書類の説明
東郷町	納税証明書(東郷町税)	・東郷町に納税義務がある場合に提出してください。 ・東郷町が発行した「納税証明書(未納の額のないことの証明)」 (発行日が申請日から3か月以内のもの。コピー可。) ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は提出してください。
豊山町	不要	
大口町	証明書(大口町税)	【要件別書類】大口町が発行した証明書 ・大口町に納税義務がある場合に提出してください。 (税目) 〈法人〉法人町民税、固定資産税、軽自動車税種別割 〈個人〉町県民税、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税 上記の未納がないことの証明書 ・発行日が申請時から3か月以内のもの。 ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類は送付してください。
扶桑町	完納証明書(扶桑町税)	【要件別書類】扶桑町が発行した証明書 扶桑町に納税義務がある場合に提出してください。 〈法人〉 法人町民税、固定資産税 〈個人〉 町県民税、固定資産税、国民健康保険税 上記の滞納がないことの証明書 ※3か月以内発行のもの。コピー可。 ※提出書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類が無くても別送書類送付書は送付してください。
大治町	完納証明書(大治町税)	【要件別書類】大治町が発行した証明書 ・大治町に納税義務がある場合に提出してください。 (税目) 〈法人〉法人町民税、固定資産税、軽自動車税種別割 〈個人〉町県民税、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税 上記の滞納のない証明書 ・発行日が申請時から3か月以内のもの。 ※提出する書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は送付してください。
蟹江町	納税証明書(蟹江町税)	・蟹江町に納税義務がある場合に提出してください。 ・蟹江町が発行した「納税証明書(未納がない旨の証明)」 ※3ヶ月以内発行のもの。コピー可。 ※蟹江町に納税義務がなく、提出書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類がなくても別送書類送付書は送付してください。
飛島村	不要	
阿久比町	不要	
東浦町	不要	
南知多町	不要	
美浜町	不要	
幸田町	納税証明書	納税証明書(写し可) 幸田町に納税義務がある場合に、過去全てにおいて未納無しの証明書提出してください。 〈法人の場合〉 法人市民税、固定資産税 〈個人の場合〉 市県民税、固定資産税 ※提出書類がない場合は、チェック欄を斜線で消してください。提出する書類が無くても別送書類送付書は送付してください。
武豊町	不要	
設楽町	不要	
東栄町	不要	
豊根村	不要	

③イ 新規申請・継続申請・団体追加申請の別送書類一覧(団体審査)

申請先団体名	別送書類名称	提出書類の説明
名古屋港管理組合	不要	
海部南部水道企業団	不要	
小牧岩倉衛生組合	不要	
尾三消防組合	不要	
愛知中部水道企業団	不要	
五条広域事務組合	不要	
(公益財団法人)愛知 水と緑の公社	不要	
(公益財団法人)愛 知・名古屋アジア・ア ジアパラ競技大会組 織委員会	不要	

※申請先団体によっては、共通審査自治体への別送書類の他、団体が個別に指定する上記の団体審査用別送書類が必要となります。
 団体審査用別送書類は、システムによる申請データ送信後に出力される「別送書類送付書」を添えて、必要とする団体に直接郵送していただくことになります。
 ただし、(例)(1)「許可・登録を要する業種を希望する者のみ提出」、(2)「市内業者のみ提出」等の提出条件が設定されている場合で、これらの条件に該当しないため、提出する書類がない場合は、システムの申請入力完了後に画面表示される「別送書類送付書」に記載の各別送書類・説明欄の指示に従ってください。

※上記欄に「3か月以内発行のもの」という表記がある場合は、仮受付日(データ送信日)から前3か月以内、または仮受付日以後に発行されたものに限る。